

会議録

会議の名称	令和5年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	
開催日時	令和5年8月22日（火）午後6時30分～午後7時15分	
開催場所	朝霞市総合福祉センター2F 第2会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	濱 浩一（座長）、相河 孝充（副座長）、戸田 康之、高杉 充、渡部 陽子、大村 直人、烏居 功、比留間 和慎	
議題	<p>（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組実績等について</li> </ul> <p>（2）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話体験講座3ヶ月間の予算要望について（戸田委員）</li> <li>・緊急通報システムについて（戸田委員）</li> <li>・遠隔手話通訳サービスについて（戸田委員）</li> <li>・手話言語の国際デーのイベント（ブルーライトアップ）について（戸田委員・相河委員、渡部委員）</li> <li>・彩夏祭の最後の日の北朝霞ステージろう者専用の場所の設置について（戸田委員）</li> <li>・彩夏祭の公式パンフレットについて（渡部委員）</li> <li>・2025デフリンピックに向けて（渡部委員）</li> </ul>	
会議資料	別添のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 構成員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○比留間委員

それでは、手話通訳者等派遣事業調整会議に引き続き、令和5年度第1回朝霞市手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。

私は、司会を務めさせていただきます、障害福祉課の比留間でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員8人の出席をいただいております、会議成立定足数の過半数を満たしておりますことを、御報告申し上げます。

会議録作成の都合上、会議を録音させていただきます。

本日は、今年度初回ですので、委員の皆さまにご所属とお名前などの自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、資料4の委員名簿順で鳥居様から自己紹介をお願いいたします。

○各委員

委員自己紹介

○比留間委員

ありがとうございました。議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前に配布したものとして、令和5年度第1回朝霞市手話言語条例に係る施策推進懇談会次第のほか、資料1から8までとなりますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めており、これより議事進行を濱座長をお願いいたします。

○濱委員（座長）

さて、議事に入る前に、本懇談会は、原則会議公開の立場をとっております。会議の途中でも傍聴人がいらっしゃった際には、随時、入室を許可いたします。また、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により副座長は、構成員の互選によりこれを定めることとなっております。委員の皆様から、どなたか自薦又は他薦はございませんか。

○渡部委員

副座長は、調整会議でも副委員長をやられている相河委員が適任であると思いますが、いかがでしょうか。

○濱委員（座長）

ただいま、副座長に相河委員との声が上がりましたが、他に自薦又は他薦がないようであれば、相河委員に副座長をお願いしたいと思います。

それでは、次第にそって進める前に、先ほど調整会議において戸田委員からご質問のあった10月から設置手話通訳者の報酬の変更についてご説明させていただきます。

以前から調整会議及び懇談会において報酬単価の引き上げについて要望がありましたが、中々実施できておりませんでした。市の担当部署と調整を行ったところ、令和6年4月から引き上げが可能となりました。その後、令和5年10月から前倒しで実施す

ることも可能となり、時給制から月給制に、勤務時間も7時間から7時間45分に変更することができました。実質的に市の正規職員と待遇の差はほとんどないようにすることができました。

ただ、令和5年4月から設置手話通訳者が1名欠員となっており、引き続き募集しておりますが、応募していただく方がいない状況となっております。

説明は以上となります。

それでは、次第にそって進めてまいります。

議題（1）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」事務局から説明をお願いします。

◎ 議題（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について

・取組実績等について

○濱委員（座長）

議題（1）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」事務局から説明をお願いします。

○比留間委員

それでは資料5と6をご用意ください。抜粋して説明させていただきます。

まず資料5の方は、令和4年度の実績で、事項1の日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策、「(1) 日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する」においては、令和5年1月28日に『父と娘の面白トークショー』として、那須 英彰氏、那須 映里氏にトークショーを実施していただき97名の方が参加していただきました。

続いて事項2の日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策、「(3) 市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する」ですが、朝霞市聴覚障害者協会の方にご協力いただき、職員の階層別研修の新規採用職員後期研修において手話を学ぶ講座を実施しております。

また、11月9日と10日に、障害者差別解消法という法律の研修と合わせて、日本手話言語条例に係る職員研修を実施し、日本手話言語条例に関しては、朝霞市聴覚障害者協会の高杉氏に、市役所の職員や指定管理の職員含め359人に参加していただいたところです。

次に、事項3の日本手話を使用することができる環境整備のための施策の(1)「日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する」というところで、令和2年度から手話通訳者の方を1人増員し令和4年度においても開庁時間においては、いずれか1人は設置されているという状態でした。

続いて、事項4の手話通訳者の養成及び確保のための施策の(1)手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催しているところですが、令和4年度末時点では登録者は10人となっております。

以上が令和4年度の実績でございます。

続きまして資料6の、令和5年度の上半期現在7月末現在の状態になりますので一部予定の箇所もでございます。

事項1の日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策において、来年2月3日に内容は未定ですが、コミュニティセンターで開催する予定となっております。

事項2の日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策の(3)、こちらもまだ予定ですが、例年と同じように朝霞市聴覚障害者協会の方にご協力いただきまして、職員の階層別研修に手話講座を入れさせていただいてるのと、あと令和5年10月24日～26日に差別解消法と合わせて、日本手話言語条例の研修を予定しております。

続きまして事項4の手話通訳者の養成及び確保のための施策で、和4年度と同じぐらいの人数でいろいろな手話講習を実施しております。現時点では、朝霞市の登録手話通訳者は9人となっております。

議題1に関する部分に関しては以上となります。

○濱委員(座長)

説明が終了しましたので、ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。

なければ次の議題に進みたいと思います。

---

◎ 議題 (2) その他

○濱委員(座長)

議題(2)の「その他」について、まずは戸田委員から事前にいただいた議題について説明をお願いいたします。

・手話体験講座について

○戸田委員

以前にも要望しましたが、手話ブームによって手話を学びたい人が増えていると思います。手話に興味のある人を対象にした体験講座を、夏休みに4回という回数でやっていますが、小学生の参加者もいたり、回数が少ないのはもったいないと思っており、3か月ぐらいの期間に増やして開催できればと思っています。また、講師として教えることで学べる場になると思いますので、お願いいたします。

○比留間委員

昨年度の懇談会においても要望いただいていることは承知しております。新たに予算を増やすことは現状難しい状況でございますが、他の事業で予算が削減される見込みがあれば、予算要求してまいりたいと考えております。

・緊急通報システムについて

○戸田委員

こちらも以前に要望しております。市の高齢者緊急通報システムがあると思います。ろう者が使う際に手話通訳も一緒に呼ぶような方法を構築していただきたい。

○比留間委員

前年度においても緊急通報システムの導入についてご要望をいただいていることは認識しております。緊急通報システム自体がずっと契約できるかどうかはまだ不明確であり、長寿はつらつ課や他の3市含めて検討していかなければいけないので、前回と同様の回答になりますが、時間はかかるものですのでご理解いただければと思います。

○濱委員（座長）

この件については、昨年度、私も消防に訪問して、こういった要望があることはお話しさせていただいております。機会があれば、消防のほうに伝えてまいります。

○戸田委員

すぐに実現することが難しいことは理解しました。実現するまで、毎年、要望事項として繰り返し議題に出したほうがいいのでしょうか。それとも、市としても理解しているというところで、議題に上げなくてもよろしいのでしょうか。

○濱委員（座長）

市としても昨年度からこの件については認識しておりますので、議題としてお出しただけでも結構かなと考えております。

・遠隔手話通訳サービスについて

○戸田委員

こちらも去年の要望と同様です。突然手話通訳が必要な際に遠隔で手話通訳ができる方法もあるといいなと思っています。

茨城県つくば市では、個人で遠隔手話通訳を利用するサービスができています。埼玉県でも契約が必要だが、そういったサービスが始まっている。予算面で難しいと思いますが、実現に向けてどのように進めていけばよろしいのでしょうか。

○比留間委員

遠隔手話通訳事業については、令和5年度に埼玉聴覚障害情報センターから通知をいただいたところです。内容について問い合わせをいたしました。毎月発生する基本料60,000円など発生することから、すぐに導入するのが難しい状況でございます。他の事業で予算が削減できるようであれば、予算要求するなど検討してまいります。

戸田委員に確認させていただきたいことがありまして、市役所庁舎には設置手話通訳者がおりますので、市役所以外の各出張所や支所にご要望いただいている遠隔手話サービスによるタブレットを設置するのが効果的であると考えております。そこで、どのくらいの方が各出張所や支所での手続きでこのサービスを要望されているのか数値的に把握しているのかお伺いします。

○戸田委員

出張所にタブレットを配置するだけではなく、自分のスマートフォンを利用して遠隔手話通訳を利用したい。例えば、つくば市では、市の設置手話通訳者が他の仕事がないときにタブレットを使って利用者のスマートフォンを繋いで遠隔手話通訳ができるというイメージを持っています。駅前出張所に遠隔手話通訳のためにタブレットを置くだけではなく、自宅に来客が来た際に自分のスマートフォンを利用し市役所や派遣事務所に

連絡してビデオ通話で対応してもらおうという遠隔手話通訳をイメージしています。

○比留間委員

埼玉聴覚障害情報センターの通知にも個人利用の際の料金体系も提示されておりますので、費用対効果等を含め慎重に検討していかなければならないと考えております。

○大村委員

個人利用の場合は、緊急対応に限られるという注意書きがあると思います。緊急案件が個人利用の場合、どの程度まで許容されているのか埼玉聴覚障害情報センターに確認しないと基準などが明確になっていないことから個人利用の契約は難しいものかと思えます。

○戸田委員

埼玉県の手話通訳サービスとは合わないと思います。つくば市のやり方を見て、自分のスマートフォンで気軽に利用できるものをイメージしておりますので、埼玉県の手話通訳とは違います。具体的につくば市がどのように実施しているかはわかりませんので、そのあたりを調べていただければと思います。

○濱委員（座長）

費用面や個人負担をどの程度求めているのかその辺を調べてみたいと思います。市でもつくば市について調査をお願いします。

- ・手話言語の国際デーについて（戸田委員）

○戸田委員

手話言語国際デーというものが9月23日から全国でブルーライトアップが始まります。埼玉県でも今年は11市で実施すると決まっています。市でもブルーライトアップができるのであれば、デフリンピックも2年後にありますので、そういった周知も含め何かやっていただければと思います。

○比留間委員

手話言語国際デーの周知等については、何らかの形で市としても参加できないかという点について検討し、庁舎のライトアップは予算的に実施が難しいところですが、庁舎前広場の大ケヤキを平常時もライトアップしておりますので、9月23日においては、ブルーのフィルムで大ケヤキやその周辺をブルーにライトアップできるよう準備をしているところです。

また、懸垂幕を作成し、市役所に2週間程度（9月19日～29日）掲出し普及啓発を行う予定です。

○相河委員（副座長）

ブルーライトアップする大ケヤキの具体的な場所は。

○濱委員（座長）

市役所庁舎の駐車場横に池があります。その池の上に植え込みに大ケヤキがあり、そこをもともとライトアップしており、その周辺をブルーのフィルムで覆うことで、ブル

ーにライトアップされます。

○相河委員（副座長）  
ライトアップの時間は

○比留間委員  
18時55分から21時となっております。

○渡部委員  
ライトアップを日本手話言語条例が制定された9月24日も含め2日間ライトアップするのはいかがでしょうか。

○比留間委員  
手話言語国際デーに一齐にライトアップをという趣旨で9月23日のみと考えております。

○濱委員（座長）  
庁舎管理者にも9月23日のみと報告しておりますし、今年度は初年度ですので23日にやってみたいと思います。

○相河委員  
ブルーライトアップしたことは、市ホームページに掲載される予定はありますか。

○大村委員  
ブルーライトアップをする情報発信は実施しないのか。

○濱次長（座長）  
事前の情報発信も効果的でございますので、実施してまいります。

○渡部委員  
来年以降も周知するためにライトアップする場所を広げていってもらえればと思います。

○濱委員（座長）  
できる限り努めてまいります。

・彩夏祭の最後の日の北朝霞ステージろう者専用の場所の設置について

○戸田委員  
彩夏祭北朝霞公園会場にろう者専用エリアを設けていただきました。そこから通訳が見やすかったと話しをいただいております、毎年変化することなくろう者専用エリアを設置していただきたい。

○比留間委員  
彩夏祭北朝霞ステージのろう者専用の設置場所が、今回の場所が良かったとのお声をいただいたことは、彩夏祭実行委員会事務局に報告し、毎年対応が変わらないよう働きか

けてまいります。

- ・彩夏祭の公式パンフレットについて

#### ○渡部委員

ファイナルステージに手話通訳がつきます。と文言を入れてほしいです。彩夏祭に手話通訳が配置されていることは、ろう者にも少しづつ周知されてきておりますが、まだ知らない方に知っていただくためにも、また、通訳者としても手話言語で情報保障があるということ周知できたらと思いますので、来年以降のパンフレットにぜひ明記していただくことを要望します。

#### ○比留間委員

手話通訳者が配置されておりますが、まだご存じでない方も多くいることは想定されますので、今以上に知っていただく方法としてご提案いただきました内容は、有効であると思いますので、彩夏祭実行委員会事務局に提案させていただければと思います。

- ・2025 デフリンピックに向けて

#### ○渡部委員

全日本ろうあ連盟が制作したデフリンピック周知の映画「みんなのデフリンピック」のDVD視聴と絡めて、デフリンピック周知に関するイベントを行うのはいかがでしょうか。2025年は東京大会であり、特に関東周辺の市町村やボランティア等も必要とされることが予想されます。そのため、市民、及び職員向けにイベントを行うことにより、デフスポーツの魅力を発信し、2025大会を支援できたらよいかと考えます。

#### ○比留間委員

毎年職員向けに研修会を実施しており、令和3年度にデフリンピックバドミントン団体に銀メダルを獲得した沼倉氏に依頼し、デフリンピックについて研修会を実施したところ388人が参加したところです。今後も日本手話への理解を深め、デフスポーツの魅力発信も行えるよう検討してまいります。

### ◎ 開会

#### ○濱委員（座長）

それでは、以上をもちまして、令和5年度第1回朝霞市手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了とします。皆様、ありがとうございました。